

1 京都市立芸術大学の現行のグラウンドの広さ及び設置基準

(1) グラウンドの面積

約2,300平方メートル

(2) 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）における運動場に係る規程（第35条）

大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。

（参考）大学設置基準にグラウンドの設置基準面積の要件はない。

2 キッチンカー設置の概要及び条件等

(1) 実施概要

運営事業者が、キッチンカーを設置し、運營業務（出店者の募集、各出店者との調整、全体の運営管理等）を行い、大学が出店者に求める条件（実施日、提供メニュー、提供価格帯など）について、予め大学と協議し、大学が提示する出店条件に合致した出店者を自ら集め出店させる。

- ・ 運営事業者 株式会社トローウェル
- ・ 実施期間 令和6年4月10日から令和6年8月上旬まで
- ・ 実施場所 京都市立芸術大学のE棟北側とF棟南側の間
- ・ 場所使用料 無償（学生の福利厚生の向上を目的とするため）

(2) 実施状況

- ・ 実施日 開講日（午前11時30分から午後2時まで）
- ・ 出店台数 4台程度
- ・ 提供価格 500円～
※ 一部のメニューについて、学校関係者に対し割引を実施。
- ・ 利用対象者 大学の学生及び教職員、京都美術工芸高等学校の生徒及び教職員
※ 上記の利用対象者に影響が出ない範囲で、一般利用者の利用も可能。

(3) その他

詳細は協議のうえ決定することとしており、学生に安価なランチが提供できるよう主に500円でメニューを提供し、かつ継続的にキッチンカーが出店できる価格帯にするよう、運営事業者に指示している。